

定 款

(2022年6月29日改正)

スーパーバッグ株式会社

スーパーバッグ株式会社定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社はスーパーバッグ株式会社と称する。
英文では Superbag Company, Limited とする。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は本店を東京都豊島区に置く。

(目的)

第 3 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 紙、セロファン、各種フィルム、合成樹脂、布および金属はくによる袋、箱ならびに容器製造
2. 印刷、エンボス、パラフィン塗布およびラミネート加工
3. 紙、紙製品および合成樹脂製品の販売
4. 文具用品、日用雑貨の販売
5. コンピューターの販売
6. コンピューターによる情報処理、コンピューターのソフトウェアの開発および販売
7. 化粧品、食料品の販売
8. 倉庫業、自動車運送事業
9. 前各号に付帯する一切の業務

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は 5,763,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(基準日)

第 10 条 当社は毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録株式質権者としてすることができる。

(株式取扱規則)

第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第 12 条 当社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。

(開催地)

第 13 条 株主総会は本店所在地において開催する。ただし、取締役会の決議により工場所在地または東京都各区内にて開催することができる。

(招集者および議長)

第 14 条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議にもとづいて取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に支障あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)

第 16 条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主またはその法定代理人がみずから株主総会に出席できないときは、当社の議決権を有する株主を代理人と定めその議決権を行使することができる。株主または代理人はその代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事は、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領および結果その他の事項を議事録に記載し、議長および出席取締役がこれに記名捺印して会社に保存する。

(報酬等)

第19条 取締役および監査役の報酬等は株主総会の決議をもってこれを定める。

第 4 章 取締役、取締役会および執行役員

(取締役会の設置)

第20条 当社は、取締役会を置く。

(員数)

第21条 当社の取締役は17名以内とする。

(選任)

第22条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

③ 第1項の選任については累積投票によらない。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

(役付取締役および代表取締役)

第24条 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

② 取締役会の決議をもって会社を代表すべき取締役を選定する。

(相談役、顧問)

第25条 取締役会の決議をもって相談役および顧問を委嘱することができる。

(招集手続)

第26条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発するものとする。ただし緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。

② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。

③ 第14条の規定は取締役会についてこれを準用する。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印して会社に保存する。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第31条 当社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。

② 執行役員の職務等については、取締役会が別途定める執行役員制度規程に基づくものとする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第32条 当社は監査役および監査役会を置く。

(員数)

第33条 当社の監査役は5名以内とする。

(選任)

第34条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第35条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議の方法)

第38条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項はこれを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議に

よって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 4 1 条 当社は会計監査人を置く。

(選任)

第 4 2 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 4 3 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 4 4 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 4 5 条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、毎事業年度末に決算を行う。

(剰余金の配当等)

第 4 6 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

- ② 当社の剰余金の配当（以下「配当金」という。）は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(配当金の除斥期間)

第 4 7 条 配当金はその支払開始の日から満 3 年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

- ② 未払の配当金には利息を付さない。